

## 国内クレジット推進協議会規約

平成 23 年 7 月 22 日

## 第 1 条（名称）

本会は「国内クレジット推進協議会」（「協議会」という。以下同じ。）と称する。

## 第 2 条（目的）

協議会は、2008 年 3 月 28 日に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において記載されている、「大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組み」である「国内クレジット制度」について、その社会的認知度の向上、制度の改善要望等により、制度の活性化を図っていくことを目的とする。

## 第 3 条（活動内容）

協議会は、第 2 条に定める目的を達成するための活動を行う。具体的な活動内容は、総会で議決する活動計画に定める。

## 第 4 条（会員）

協議会は、第 2 条の目的に賛同し、所定の入会申込書を第 17 条に定める事務局に対し提出した企業及び団体等（「会員」という。以下同じ。）により構成する。

## 第 5 条（会員の権利）

- (1) 会員は、協議会の会員であることを、会員の広告、パンフレット、催事等において示すことができる。
- (2) 会員は、協議会が実施する活動に参加することができる。

## 第 6 条（会員の義務）

- (1) 会員は、協議会の活動に積極的に参加する。
- (2) 会員は、協議会が実施する広告、広報、催事等においてその名称が利用されることを承認する。
- (3) 会員は、第 16 条に定める年会費を支払う。

## 第 7 条（会員の退会）

会員は、所定の退会届出書を事務局に届け出ることにより、自主的に退会することができる。

## 第 8 条（役員）

協議会に次の役員をおくものとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 代表 2 名
- (3) 監事 1 名

## 第 9 条（役員の職務）

- (1) 会長は協議会を代表する。
- (2) 代表は協議会を代表するとともに、会務を総理する。
- (3) 監事は第 1 7 条により事務局が作成する会計報告についてその適正性を監査し、会員に報告する。
- (4) 代表は、第 1 6 条に定める年会費による収入の範囲で、活動を企画、実行することを事務局に指示し、監督する。また、代表は、活動の円滑な実施のため、必要に応じて会員により構成されるワーキンググループを設置できる。
- (5) 代表の任期は、原則として第 1 5 条に定める活動期間と同一とする。

## 第 1 0 条（総会）

- (1) 協議会の意思決定機関として総会を置く。

## 第 1 1 条（総会の開催および招集）

- (1) 総会は原則として年 1 回開催する。
- (2) 総会は代表が招集し、代表が議長を務めるものとする。

## 第 1 2 条（総会の成立）

- (1) 総会は、全会員の過半数の出席により成立する。委任状も有効とする。
- (2) 代表の指示により、事務局が必要な事務を行う。

## 第 1 3 条（総会の議決）

- (1) 総会の議事は、出席している会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (2) 総会における議決は、委任状を含む。
- (3) 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。
  - ア． 役員の選出
  - イ． 規約の改正
  - ウ． 活動計画

- エ. 予算計画
- オ. その他協議会の運営上重要な事項
- (4) 総会は、次に掲げる事項について事務局より報告を受ける。
  - ア. 活動報告
  - イ. 決算報告

#### 第14条（会員からの意見・要望等）

会員は代表に対し、自由に意見・要望等を伝えることができる。代表はそれが建設的、合理的と判断される限り誠実に対応する。

#### 第15条（協議会活動期間及び活動年度）

- (1) 協議会の活動期間は、2012年度末までを目途とする。
- (2) 活動期間中の最後の総会において議決された場合に、協議会の活動は継続される。
- (3) 協議会活動の活動年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。但し、決算報告等のための総会の開催は活動年度終了後とする。

#### 第16条（年会費、使途及び収支の管理）

- (1) 会員は以下に定める金額を年会費として支払う。なお、代表は、地方公共団体及び特段の理由が認められる団体に対し、会費の免除を認めることができる。
  - ア 中小企業基本法による中小企業者は5千円/社、
  - イ その他の企業・団体等は5万円/社
- (2) 年会費の支払い及び管理のあり方等については、別途細則を定める。
- (3) 年会費の使途は、事務局経費及び活動計画に沿う諸活動に伴う実費に限る。また、活動年度末における年会費の残余は、翌活動年度に繰り越すことができる。
- (4) 年会費は、会員が活動年度途中の入会の際にも(1)に定める額の全額を支払うほか、活動年度途中の退会の場合においても返却しない。

#### 第17条（事務局）

- (1) 協議会の事務処理のため事務局を置くこととし、代表が統括する。
- (2) 事務局の事務内容は、入退会手続き・名簿管理、年会費の收受・会計管理・報告、総会及び各協議会等の開催準備、活動計画に沿う諸活動の支援等のほか、総会で定める内容とする。

#### 第18条（その他）

- (1) 活動内容及び予算計画の軽微な変更は、総会の議決に依らず代表の判断により行える。

- (2) 本規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、代表がこれを定めて会員に通知する。

第 19 条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争解決の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(以下余白)